

行政說明資料

1. 児童虐待防止対策について

児童相談所における児童虐待相談対応件数等

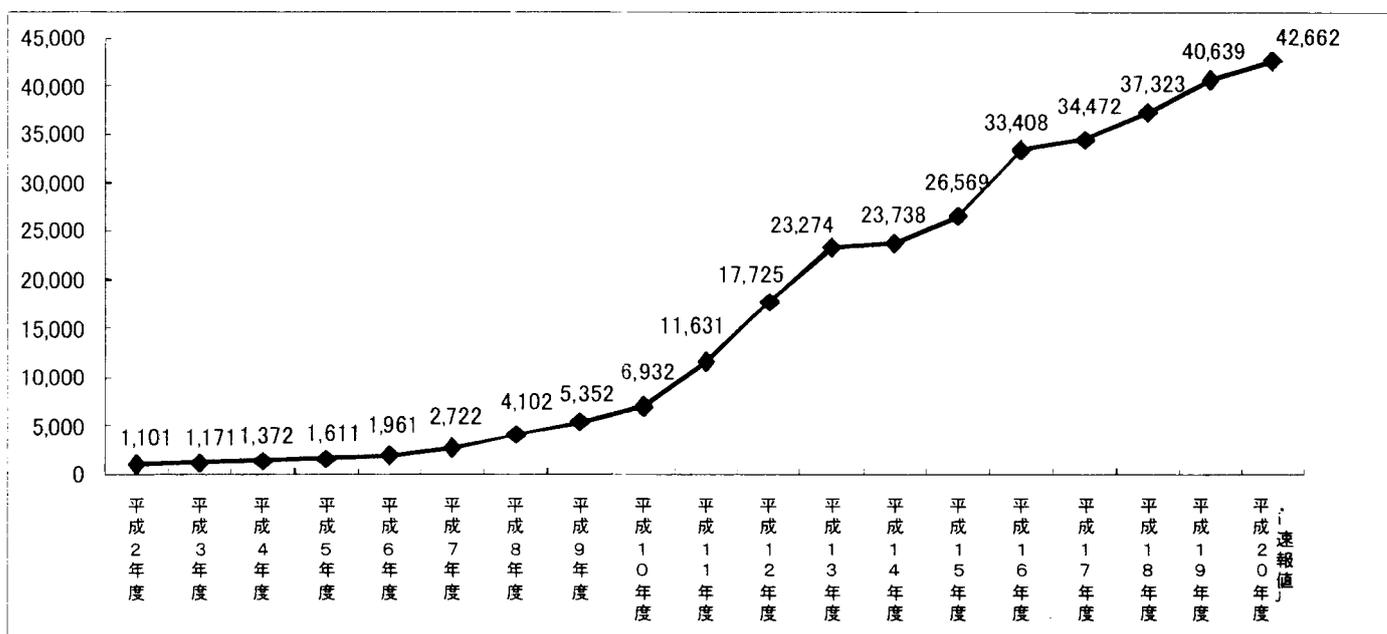
1. 児童相談所における児童虐待相談件数

平成20年度に全国の児童相談所で対応した児童虐待相談対応件数

42,662件 (速報値)

【参考】 児童虐待相談対応件数の推移

| 年 度 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 件 数 | 17,725 | 23,274 | 23,738 | 26,569 | 33,408 | 34,472 | 37,323 | 40,639 |

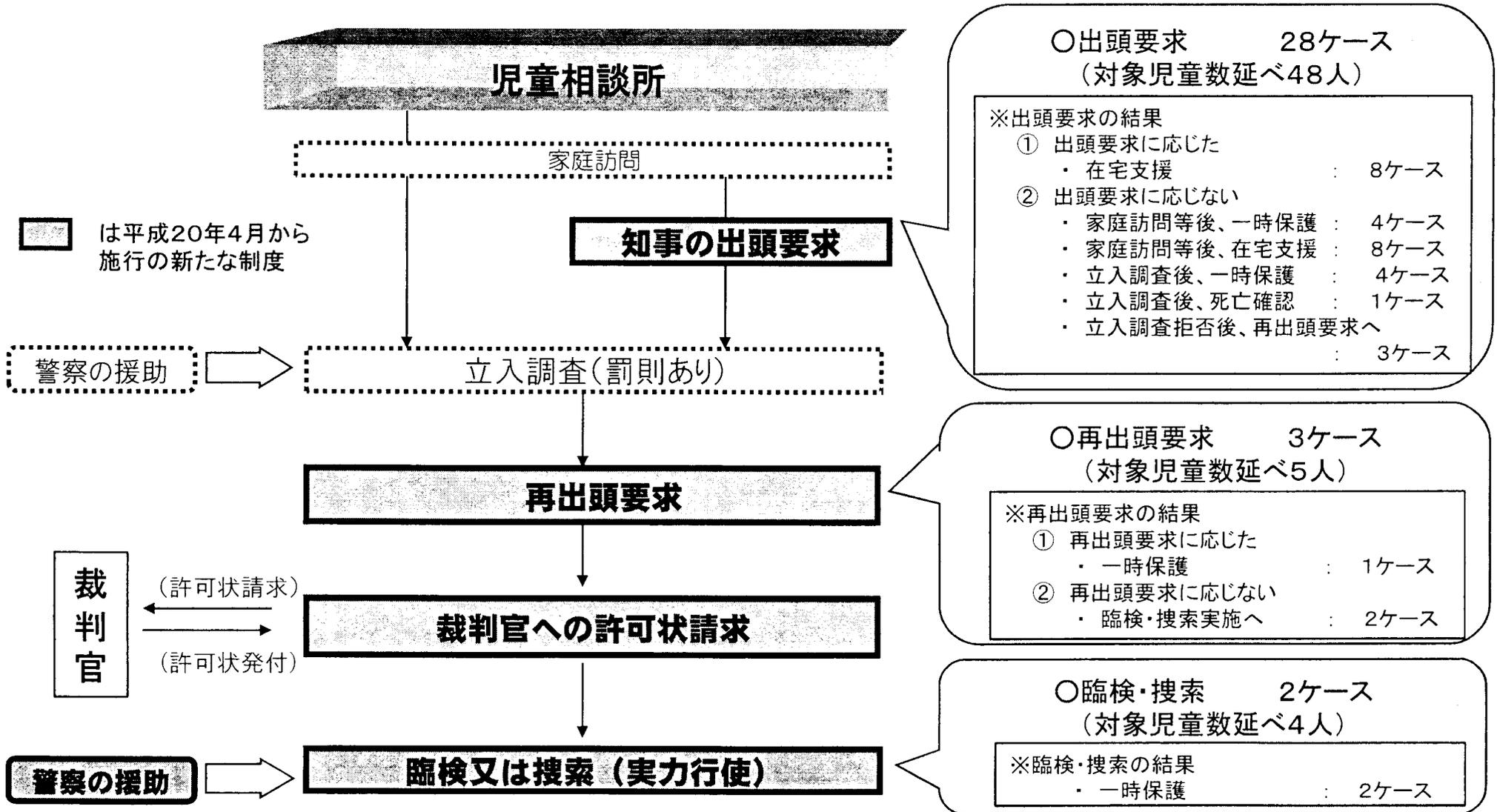


児童相談所における児童虐待相談対応件数(対前年度比較、都道府県別)

| | 児童相談所相談対応件数 | | | 対前年度 増減率 |
|-------|-------------|---------------|--------------|-------------|
| | 19年度 | 20年度 (速報値) | 対前年度 増減件数 | |
| 北海道 | 939 | 1,023 | 84 | 1.09 |
| 青森県 | 414 | 445 | 31 | 1.07 |
| 岩手県 | 288 | 273 | ▲ 15 | 0.95 |
| 宮城県 | 603 | 670 | 67 | 1.11 |
| 秋田県 | 249 | 249 | 0 | 1.00 |
| 山形県 | 224 | 258 | 34 | 1.15 |
| 福島県 | 268 | 238 | ▲ 30 | 0.89 |
| 茨城県 | 596 | 536 | ▲ 60 | 0.90 |
| 栃木県 | 477 | 508 | 31 | 1.06 |
| 群馬県 | 624 | 539 | ▲ 85 | 0.86 |
| 埼玉県 | 1,886 | 2,186 | 300 | 1.16 |
| 千葉県 | 1,616 | 2,339 | 723 | 1.45 |
| 東京都 | 3,307 | 3,229 | ▲ 78 | 0.98 |
| 神奈川県 | 1,679 | 2,523 | 844 | 1.50 |
| 新潟県 | 545 | 524 | ▲ 21 | 0.96 |
| 富山県 | 336 | 298 | ▲ 38 | 0.89 |
| 石川県 | 187 | 199 | 12 | 1.06 |
| 福井県 | 182 | 142 | ▲ 40 | 0.78 |
| 山梨県 | 340 | 401 | 61 | 1.18 |
| 長野県 | 535 | 530 | ▲ 5 | 0.99 |
| 岐阜県 | 530 | 559 | 29 | 1.05 |
| 静岡県 | 470 | 521 | 51 | 1.11 |
| 愛知県 | 835 | 805 | ▲ 30 | 0.96 |
| 三重県 | 527 | 395 | ▲ 132 | 0.75 |
| 滋賀県 | 762 | 716 | ▲ 46 | 0.94 |
| 京都府 | 482 | 371 | ▲ 111 | 0.77 |
| 大阪府 | 2,997 | 2,955 | ▲ 42 | 0.99 |
| 兵庫県 | 1,033 | 1,240 | 207 | 1.20 |
| 奈良県 | 682 | 605 | ▲ 77 | 0.89 |
| 和歌山県 | 457 | 431 | ▲ 26 | 0.94 |
| 鳥取県 | 47 | 86 | 39 | 1.83 |
| 島根県 | 141 | 178 | 37 | 1.26 |
| 岡山県 | 1,048 | 915 | ▲ 133 | 0.87 |
| 広島県 | 1,174 | 1,077 | ▲ 97 | 0.92 |
| 山口県 | 282 | 251 | ▲ 31 | 0.89 |
| 徳島県 | 343 | 391 | 48 | 1.14 |
| 香川県 | 468 | 489 | 21 | 1.04 |
| 愛媛県 | 278 | 319 | 41 | 1.15 |
| 高知県 | 158 | 184 | 26 | 1.16 |
| 福岡県 | 821 | 839 | 18 | 1.02 |
| 佐賀県 | 107 | 109 | 2 | 1.02 |
| 長崎県 | 196 | 285 | 89 | 1.45 |
| 熊本県 | 320 | 391 | 71 | 1.22 |
| 大分県 | 527 | 522 | ▲ 5 | 0.99 |
| 宮崎県 | 195 | 287 | 92 | 1.47 |
| 鹿児島県 | 140 | 135 | ▲ 5 | 0.96 |
| 沖縄県 | 440 | 408 | ▲ 32 | 0.93 |
| 札幌市 | 478 | 621 | 143 | 1.30 |
| 仙台市 | 429 | 378 | ▲ 51 | 0.88 |
| さいたま市 | 473 | 550 | 77 | 1.16 |
| 千葉市 | 364 | 406 | 42 | 1.12 |
| 横浜市 | 2,000 | 2,146 | 146 | 1.07 |
| 川崎市 | 536 | 736 | 200 | 1.37 |
| 新潟市 | 295 | 319 | 24 | 1.08 |
| 静岡市 | 210 | 183 | ▲ 27 | 0.87 |
| 浜松市 | 191 | 168 | ▲ 23 | 0.88 |
| 名古屋市 | 854 | 720 | ▲ 134 | 0.84 |
| 京都市 | 528 | 622 | 94 | 1.18 |
| 大阪市 | 913 | 871 | ▲ 42 | 0.95 |
| 堺市 | 588 | 528 | ▲ 60 | 0.90 |
| 神戸市 | 340 | 312 | ▲ 28 | 0.92 |
| 広島市 | 406 | 301 | ▲ 105 | 0.74 |
| 北九州市 | 430 | 374 | ▲ 56 | 0.87 |
| 福岡市 | 358 | 342 | ▲ 16 | 0.96 |
| 横須賀市 | 326 | 362 | 36 | 1.11 |
| 金沢市 | 165 | 149 | ▲ 16 | 0.90 |
| 全国 | 40,639 | 42,662 | 2,023 | 1.05 |

平成20年度において実施された出頭要求等について

○ 平成20年4月より、児童の安全確認・安全確保の強化の観点から、解錠等を可能とする新たな立入制度等が創設された。平成20年度において実施された新制度の実施状況は以下のとおり。



注：新制度に係る数値は、平成20年4月1日(改正法施行日)～平成21年3月31日までの間に、都道府県、指定都市、児童相談所設置市で実施した件数

平成20年度において実施された出頭要求等の事例

出頭要求

【事例1】

背景

- ・不登校及び養育放棄の疑い。
- ・児童相談所の家庭訪問を含む各関係機関からの接触に応じない状況。出頭要求。

出頭要求後の状況

- ・家族全員で児童相談所で面接。
- ・児童は登校。関係機関による見守りを実施。

【事例2】

背景

- ・養育放棄の虐待通告。
- ・家庭訪問に応じないため出頭要求。その後、家庭訪問には応じ、関係機関が支援を行う。
- ・その後、関わりの拒絶があり、再度、出頭要求。

出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じなかったため、立入調査を実施。
- ・職権による一時保護。その後、同意による措置入所。

【事例3】

背景

- ・養育放棄の虐待通告。
- ・ガスも止まり、部屋もゴミだらけの状況。
- ・家庭訪問に応じないため出頭要求をするが接触できない状況。

出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じなかったため、立入調査を実施。
- ・職権による一時保護。その後、強制措置のため家庭裁判所へ申し立てを実施。

【事例4】

背景

- ・養育放棄の疑い。
- ・児童相談所を含めた関係機関からの接触に応じない状況。出頭要求するも反応がなく、また、所在がつかめない状況。

出頭要求後の状況

- ・家族の住居の管理会社に依頼し、児童相談所職員が立入調査を実施。不在の状況を確認。
- ・その後、所在が確認され、一時保護を実施。

【事例5】

背景

- ・妊娠届未提出、破水により救急搬送で病院出産。出生届未提出。
- ・退院後、保健所、病院、児童相談所が支援のため電話連絡や家庭訪問を行うが、現住所におらず、家族の所在が把握ができない。

出頭要求後の状況

- ・連絡がないまま、立入調査を実施。
- ・警察の立会いのもと、マンション管理会社等の協力を得て、乳児のミイラ化した遺体を発見。

再出頭要求

【事例1】

背景

- ・きょうだい3人に対する母親の虐待が疑われたケース。
- ・就学児童については学校にて面接をし、一時保護を実施したが、未就学児童については、自宅から連れ出すことを父母が拒否したため、同日中に出頭要求した。しかし、これに父母が応じなかったため、立入調査を実施したが拒否されたことから、再出頭要求。

再出頭要求後の状況

- ・再出頭要求日に子どもを同伴で来所。
- ・同日に子どもを一時保護。その後、強制措置のため家庭裁判所へ申し立て。

【事例1】

背景

- ・転入以来、住民票の転入手続きや子どもの転校手続きがとられないため、子どもの意思に関わらず登校が出来ない状況。
- ・母親は関係機関からの連絡に一切応じず、子どもの安全確認ができない上、アパートの部屋からは異臭がすることから、出頭要求、立入調査、再出頭要求を行うが、保護者との接触ができないため、家庭裁判所に臨検・搜索許可状の請求を行う。

臨検・搜索後の状況

- ・許可状交付後、合鍵により開錠し、アームロックを切断。警察の援助のもと臨検・搜索を実施。
- ・職権による一時保護後、強制措置のため家庭裁判所へ申し立て。

【事例2】

背景

- ・子どもの未就学状態が続き、児童相談所、学校等が家庭訪問を実施するも面会を拒否。
- ・住居内はゴミだらけで異臭が漂う。
- ・子どもの安全確認のため、出頭要求、立入調査、再出頭要求を行うが応じないため、家庭裁判所に臨検・搜索許可状の請求を行う。

臨検・搜索後の状況

- ・許可状交付後、合鍵により開錠し、警察の援助のもと臨検・搜索を実施。
- ・職権による一時保護後、強制措置のため家庭裁判所へ申し立て。

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等の第5次報告について

七回にわたる委員会の開催、現地調査の実施等により、とりまとめられたものであり、厚生労働省として体制の整備を進めるなど必要な対応について進めていくこととしている。

自治体においても児童虐待の対応として、徹底していただきたい。

- 基本原則の徹底
子どもの虹情報研修センターの研修等において徹底。
- 事例等の調査、収集、提供
各都道府県・指定都市・児童相談所設置市に協力を頂き、医療機関との連携状況などの取組の調査、好事例の収集及び提供を実施する。
- 児童相談所運営指針等の通知改正等を実施
- 虐待対策の周知等・通告の徹底や相談しやすい環境の整備
- 報告書の周知(予定)
 - ・ 各都道府県・指定都市・児童相談所設置市の児童福祉主管課へ配布。
これら主管課を通じて児童相談所、管内の市町村児童福祉主管課へ配布。
 - ・ 文部科学省の協力を得て、各都道府県教育委員会へ配布。
 - ・ 警察庁の協力を得て、各都道府県警察へ配布。
 - ・ 厚生労働省のホームページへ掲載

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第5次報告）の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

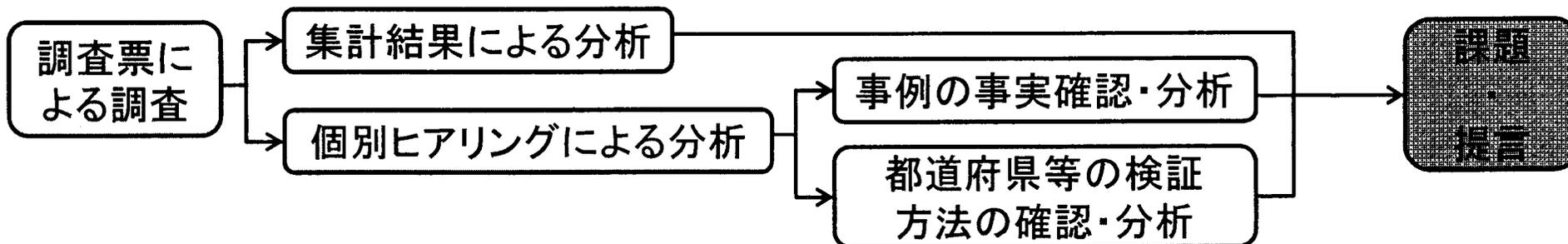
H21.7

対 象

- 厚生労働省が関係都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）に対する調査により把握した、平成19年1月1日から平成20年3月31日までの15ヶ月間に発生又は明らかになった児童虐待による死亡事例115例142人（「心中以外」の事例73例（78人）、「心中」（未遂を含む。）の事例42例（64人））（前年：100例126人（「心中以外」の事例52例（61人）、「心中」（未遂を含む。）の事例48例（65人））（※））。
- （※）前年は、平成18年1月から12月までの間

調査・分析方法

- 調査票による調査ののち、関係都道府県等において検証が実施された事例の中で、関係機関の関与があった一部の事例について、ヒアリングを実施した。



事例の分析

集計結果による分析 - 「心中以外」・「心中」の事例-

- 死亡した子どもの年齢では、0歳児が5割弱であり、特に1ヶ月未満に集中。
- 実母の妊娠期・周産期の問題では、「若年妊娠」、「望まない妊娠」、「母子健康手帳未発行」、「妊婦健診未受診」、「乳幼児健診未受診」に該当する者の割合が6割弱と高い傾向にあり、妊娠期・出生時に何らかの問題。
- 養育者の心理的・精神的問題では、実母の「育児不安」、「養育能力の低さ」、「感情の起伏が激しい」、「精神疾患」、「うつ状態」、「衝動性」、「怒りのコントロール不全」に該当する割合が比較的高く、実母に心理的・精神的問題等を抱える場合が多い。
- 「児童相談所が関わっていた事例」は15例(20.5%)(前年:12例(23.1%)(※))、「関係機関と接点はあったが家庭への支援の必要はないと判断していた事例」は22例(30.1%)(前年:24例(46.2%))でそれぞれ割合としては減少しているが、一方、「関係機関の関与がなかった事例」は13例(17.8%)(前年:6例(11.5%))で割合として増加している。
(※)前年は、平成18年1月から12月までの間
- 「心中」の事例は、保護者の死亡等により各事例の背景等の把握が困難であり、十分な分析はできなかったが、死亡した子どもの年齢にばらつきがあることや、1事例で複数の子どもが犠牲になることが多い特徴がある。

個別ヒアリング調査の結果～事例に関するもの～

ヒアリングを実施した結果、一部に次のような事例がみられた。

1. 虐待リスクの把握、ネグレクトへの対応

- 理由のない訪問拒否、乳児健診等の未受診、養育能力の低い要支援ケース家庭、学校等の長期欠席といった虐待リスクへの認識、把握、関係機関での情報共有が十分ではない。

2. 通告・相談への対応

- 住民、関係機関からの虐待通告、虐待を受けている子ども本人やそのきょうだいからの相談があった時の、直接の子どもの安全確認、リスクアセスメント等が十分ではない。

3. 情報収集とアセスメント

- 胎児期から生育歴までの把握、家庭内環境の調査、子どもや保護者との直接面接を通じた情報収集がなされておらず、また、発言内容の裏付け調査が十分に行われていない。
- 時系列で追ったアセスメントが行われておらず、アセスメント時の組織的対応も十分ではない。

4. 一時保護

- 保護者等との関係や子どもの意思を重要視しすぎて、強制的介入することを躊躇している。
- 一時保護時に、社会的診断・医学診断等が十分でなく、虐待の事実確認が不完全である。

5. 虐待の継続が疑われる場合の対応と再アセスメント

- 援助をしている子どもに長期間会えなかったり、新たな外傷を発見しても、虐待継続の認識が不十分であり、再アセスメント・援助方針の見直しも十分に行われていない。

6. 乳児への虐待

- 子どもに受傷機転不明な骨折が認められる場合等の虐待の可能性を認識できていない。

7. DV家庭への対応

- 虐待を受けている子どもの家庭にDVが疑われる状況がある場合、児童相談所とDV対応の専門機関である配偶者暴力相談支援センターとの連携した対応が行われていない。

8. 関係機関との連携

- 会議で、役割分担が不明確だったり、進行管理をする機関が決まっていない場合がある。
- 関係機関での支援がうまくいかなかった時に、要保護児童対策地域協議会で事例検討を行っておらず、また、児童相談所への情報提供がなされていない。

個別ヒアリング調査の結果～検証に関するもの～

ヒアリングを実施した結果、一部に次のような事例がみられた。

1. 検証に関する基本的な考え方

- 亡くなった子どもの視点に立つて行うという基本的な考え方が報告書等に活かされていない。

2. 検証委員会の運営

- 検証の進行が事務局主導となっている。

3. 委員構成

- 的確な検証を行うための委員構成となっていない。

4. 検証の対象

- 都道府県又は市町村が関与していた虐待による死亡事例であっても検証が行われていない。
(心中以外の事例の実施数 29例(39.7%))

5. 検証の実施

- 事例と個々の職員の関わりが十分見えてこない。
- 必要な情報がないまま検証が行われている。

6. 報告書及び提言

- 事実の把握、発生原因の分析等が不十分であり、再発防止のための提言について、具体的な対策の提言となっていない。

7. 公表

- プライバシーの保護に配慮するあまり、事例について、その内容、問題点、課題等が議論されたのか報告書の記載からは不明な状態となっている。

8. 報告書の作成までの期間

- 時間的な制約の中で不十分な検証結果に終わっている。

課題と提言

地方公共団体への提言

1. 発生予防に関するもの

妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭の早期発見と必要な支援を適切に行う方策の確立

- 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に際して、保健師等の専門職が直接対応するべき。
- 産科医院における検診や分娩、小児科医院における診察等において把握したハイリスク要因の情報を把握する体制の整備を行うべき。
- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等を推進するべき。

望まない妊娠について悩む者への相談体制の充実

- 望まない妊娠に関する相談を行いやすい体制の整備を行うべき。

2. 早期発見・早期対応に関するもの

関係機関等が虐待の疑いを持ったときの対応徹底

- 担当者や単独の機関内で抱え込むことのないような要保護児童対策地域協議会の体制の整備を行うべき。

3. 初期介入に関するもの

安全確認の徹底

- 通報受理時の対応。
 - ・ 担当者が一人で判断せず緊急受理会議を開催するなど、組織的な判断を行うべき。
 - ・ 要保護児童対策地域協議会の構成機関を受理会議に参画させ、多角的な検討を行うべき。
 - ・ 虐待通告であることを明示的に告げられなくても、内容から虐待通告か否かを適切に判断するべき。
- 通報受理後の対応。
 - ・ 市町村では、児童相談所に連絡して取扱記録の有無の確認、職員による速やかな直接目視の安全確認を行うべき。

迅速かつ的確な情報収集とアセスメント

- 保護者が虐待を否定していても、虐待の疑いが強い場合、一時保護により保護者から分離してアセスメントを行うことも必要である。
- 虐待を受けている子どもやきょうだいからの告白があった場合の重要性を認識するべき。
- 子どもや保護者と直接面談して情報を収集、また、同居人等の情報を確認するべき。
- 特に、母親については、妊娠期から生育歴までの情報を収集するべき。
- 外部有識者に相談できる体制の構築や、医学的知識を習得するための研修等を実施するべき。

介入的アプローチの積極的活用

- 立入調査、出頭要求、臨検・搜索等の手順、段取りを事前に定めておくべき。
- 情報収集や立入調査等によるリスクアセスメントの結果、一時保護が必要と判断した場合（疑いがある場合も含む。）、保護者の同意が得られなくても一時保護を実施するべき。

4. 保護・支援に関するもの

再アセスメントの重要性の再認識

- 乳児に関しては少なくとも3ヶ月ごと、それ以降の年齢の子どもに関しては当初は3ヶ月、それ以降は6ヶ月ごとを目安にアセスメントを行い、援助への反映、援助指針の見直し等を迅速に行うべき。

虐待を受けた子どものきょうだいへの対応の徹底

- 虐待を受けている子どもにきょうだいがいる場合、すべての子どもについて安全確認、虐待の有無の調査を行うべき。

保護者への虐待通知

- 児童相談所で虐待（疑いを含む。）であると判断した事例については、保護者の理解を得る努力をしつつ、当該行為が虐待である旨を毅然とした態度で告知するべき。